第１章　地域福祉活動計画策定の概要

第１章　地域福祉活動計画策定の概要

１　計画の背景と目的

⑴　近年の福祉を取り巻く状況

少子高齢化の進行による人口減少、家族のつながりや近所づきあい等の希薄化や価値観の多様化、就業環境の変化等の多様な要因により、社会情勢が大きく様変わりしています。

これにより、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、ひきこもりなどの社会的孤立、ダブルケアや８０５０問題など既存の制度だけでは対応できない、複雑複合化した「地域生活課題」が生じています。

国においては、平成１２年に社会福祉法を改正し、新たに「地域福祉」の考えを導入し、地域や家庭の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが地域の中で安心して暮らせるような支え合いの仕組みづくりの必要性を明確にしました。

また、平成１７年には介護保険法を改正し、高齢者に対する心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う「地域包括支援センター」が各自治体に設置され、地域の高齢者が自立した生活を送るための重要な役割を担っています。

令和元年５月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が設置され、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について検討されました。これを踏まえ「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和３年４月に改正社会福祉法が施行されました。

また、成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況となっていました。こうした状況を踏まえ「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成２８年５月に施行しました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取り組みが不可欠であるため、同法において「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

⑵　計画の必要性

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、自治体が策定する「地域福祉計画」に基づき、誰もが平等で人間性が尊重された福祉のサービスを受けられるよう地域共生社会の実現に向け、住民の多様な生活課題を明確にし、解決のための目標や方法を定めた計画として、地域福祉の理念である、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立し

た生活をめざして、さまざまなサービスや活動を組み合わせ、共に生き、共に支え合う社会づくりを具体化した計画となります。

少子高齢社会の到来により、人間関係の希薄化が進む状況下、「地域の課題解決はみんなの力を合わせて進めていく」、そのためには地域の課題を把握し、解決方法の企画立案、社会資源の組織化などの活動を計画的・体系的に行い、「地域に住んでいる人、地域で活動している人、地域で働いている人」へ具体的参加の方法、目標を示すため策定するものです。

2　計画の位置づけ

市が策定した「地域福祉計画」は、市の最上位計画となる総合経営計画の施策「笑顔かがやく　希望のまち　むつ」の実現に向けた基盤として、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、その他の福祉について、福祉分野共通の理念と取り組みを定めるもので、福祉分野の上位計画に位置づけています。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は地域の人と社会福祉協議会の連携による地域福祉活動に取り組むための計画で、社会福祉協議会の活動の指針となるものです。

「方向性・枠組み」をもつ地域福祉計画と「活動・実践」するための活動計画をもって、地域福祉を推進する両輪となることが求められています。

【計画の関連性】

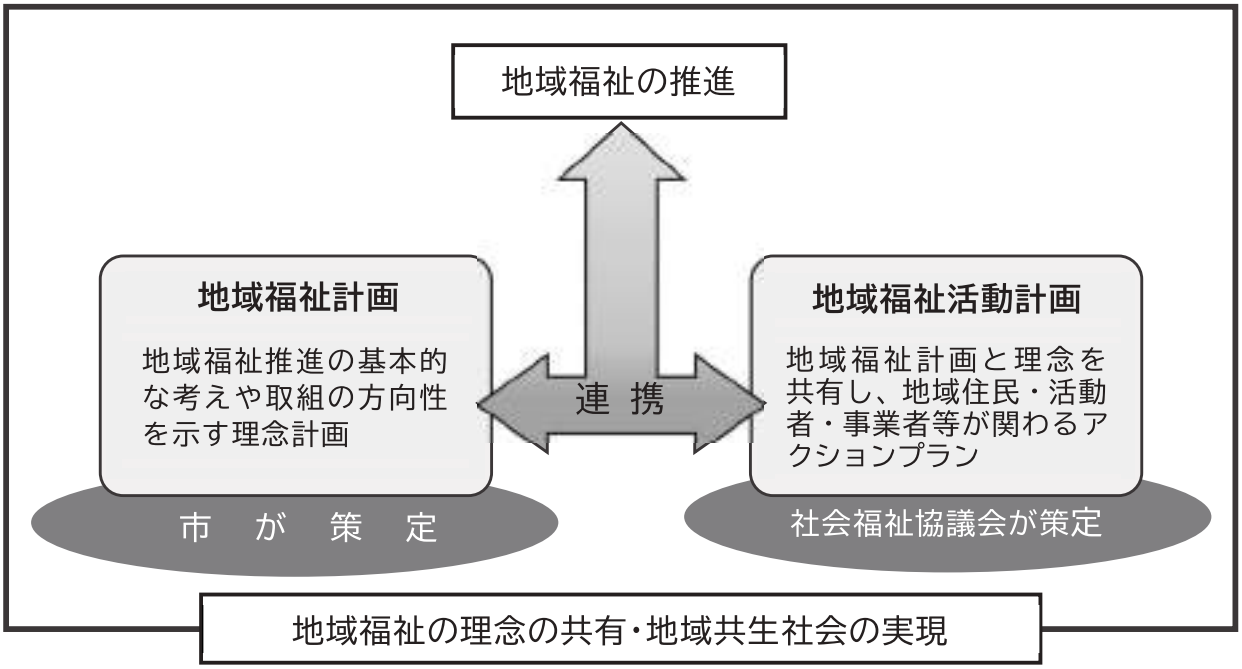

3　計画の構成

この計画は、計画の前提となる市民の福祉意識や地域福祉の現状と課題を分析し、 むつ市の地域福祉における自助・互助・共助・公助の考え方を明らかにし、さまざまな主体による協働によって推進する地域福祉を実現する具体的方向を示します。

【計画づくりのコンセプト】

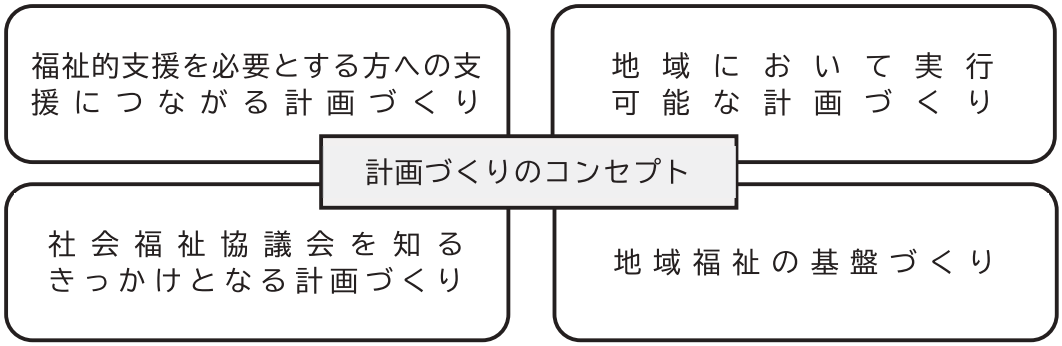

4　計画の実施期間

むつ市社会福祉協議会では、令和元年度に策定した「第１期むつ市地域福祉活動計画」に基づき事業を実施してきました。

第２期目となる本計画は、令和６年３月策定の「むつ市地域福祉計画」を受け、令和７年度から令和１１年度までの５年間を実施期間とし、適宜必要な見直しを行います。
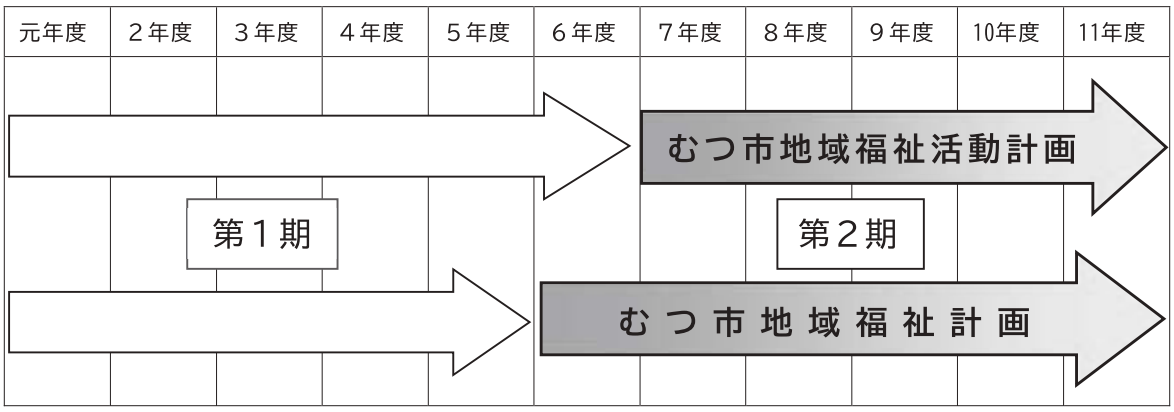
【計画の期間】